

ご説明資料

令和5年9月

大阪府市報道発表資料(2023年8月29日)

大阪IRの広報資料に含まれる著作者等からの利用許諾のない著作物について

大阪府、大阪市(以下「大阪府・市」といいます。)及び大阪IR株式会社等(※1)が、大阪IRの推進にあたりホームページでの公表や報道機関等への提供等を行った大阪IRの広報資料の中で使用していた、大阪IR株式会社等が作成した動画・パース図等(以下「本件動画等」といいます。)について、令和5年4月、本件動画等に含まれる奈良美智様の「あおもり犬」及び村上隆様の「お花お花お花」のデザインについて、利用許諾が取得されていない旨の指摘があったところです。

かかる指摘を踏まえ、今般、本件動画等に係る著作権等の権利処理状況について、大阪IR株式会社等において調査・点検を行ってまいりましたが、当該調査・点検の結果、指摘のあったデザインについて利用許諾を得ていなかったこと、また、これら以外に権利処理が未了である又はその可能性を排除できないデザイン及び画像等が一部存在することが判明しました。

大阪IRは、国内初のIR事業として、コンプライアンスを遵守しながら、伝統、文化及び芸術など日本の観光魅力の世界への発信・増進の実現等をめざし取り組んでいるところ、アート作品等をはじめとする著作物等の使用に際しては、著作権法等を遵守し、著作権者から利用許諾を取得する等適切に権利処理を行う必要があります。今般、このような事案を発生させてしまったことについて、大阪府・市として事態を重く受け止め、深くお詫びするとともに、アーティスト及びクリエイターの方々等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を改めて認識し、今後、大阪IR株式会社等への指導も含め、同様の事案が生じることのないよう対応を徹底し、再発防止に取り組んで参ります(※2)。

なお、本事案の発生を受け、本事案の概要・経過、本件動画等に係る著作権等の権利処理状況の調査結果及び再発防止策等を取りまとめたため、併せて公表します。

※1 大阪IR株式会社、MGM・オリックス コンソーシアム及び合同会社日本MGMリゾートを総称していいます。

※2 著作権及び著作物の利用に際し留意すべきことについては、関連ホームページ(文化庁ホームページ「著作権に関する教材・講習会」)を参照ください。

大阪IRの広報資料に含まれる著作権等からの利用許諾のない著作物について

大阪府、大阪市（以下「大阪府・市」という。）及び大阪IR株式会社等¹が、大阪IR²の推進にあたりホームページでの公表や報道機関等への提供等（以下「公表等」という。）を行った大阪IRの広報資料³の中で使用していた、大阪IR株式会社等が作成した動画・パース図等（以下「本件動画等」という。）については、2023年4月、本件動画等に含まれる奈良美智様の「あおもり犬」及び村上隆様の「お花お花お花」のデザイン（併せて、以下「指摘デザイン」という。）について、利用許諾が取得されていない旨の指摘があったところです。

かかる指摘を踏まえ、今般、本件動画等に係る著作権等の権利処理状況について、大阪IR株式会社等において調査・点検（以下「調査等」という。）を行って参りましたが、調査等の結果、指摘デザインについて利用許諾を得ていなかったこと、また、これら以外に権利処理が未了である又はその可能性を排斥できないデザイン及び画像等（指摘デザインと併せて、以下「本件デザイン等」という。）が一部存在することが判明しました。

大阪IRは、国内初のIR事業⁴として、コンプライアンスを遵守しながら、伝統、文化及び芸術など日本の観光魅力の世界への発信・増進の実現等をめざし取り組んでいるところ、アート作品等をはじめとする著作物等の使用に際しては、著作権法等を遵守し、著作権者から利用許諾を取得する等適切に権利処理を行う必要があります。今般、このような事案を発生させてしまったことについて、大阪府・市として事態を重く受け止め、深くお詫びするとともに、アーティスト及びクリエイターの方々等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を改めて認識し、今後、大阪IR株式会社等への指導も含め、同様の事案が生じることのないよう対応を徹底し、再発防止に取り組んで参ります⁵。

以下は、本事案の発生を受け、本事案の概要・経過、本件動画等に係る著作権等の権利処理状況の調査結果及び再発防止策等を取りまとめたものです。

¹ 大阪IR株式会社、MGM・オリックス コンソーシアム（以下「MOコンソーシアム」という。）及び合同会社日本MGMリゾート（以下「日本MGM」という。）を総称していう。

² 大阪・夢洲地区で大阪府・市が整備を進めている特定複合観光施設区域整備法（以下「IR整備法」という。）第2条第2項に規定する特定複合観光施設区域をいう。

³ 大阪IRに関する動画、パース図、ポスター、パンフレット、説明資料等。

⁴ IR整備法第2条第3項に規定する設置運営事業をいう。

⁵ 著作権及び著作物の利用に際し留意すべきことについては、文化庁ホームページ「著作権に関する教材・講習会」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>)を参照。

1. 概要・経過

- (1) 2019年12月24日、大阪府・市は、大阪IRを実施する民間事業者の公募（以下「事業者公募」⁶という。）を開始し、MOコンソーシアムから大阪府・市に対して、2021年7月20日に提案審査書類、同年8月にプレゼンテーション動画の提出があった。
- (2) 2021年9月28日、大阪府・市は、MOコンソーシアムを設置運営事業予定者として選定し、提案概要を説明するためにMOコンソーシアムが作成した動画・パース図（以下「提案動画等」という。）を公表等した。
- (3) 2021年9月下旬、提案動画等に含まれていた奈良美智様の「あおり犬」について、青森県立美術館から権利処理状況の問合せがあったため、大阪府・市からMOコンソーシアムに対して確認を行った。これに対し、同年10月6日、MOコンソーシアムより大阪府・市に対し、権利処理を担当していたMGMリゾーツ・インターナショナル（以下「MGM」という。）において確認した結果、「あおり犬」の使用につきアーティストの許諾を得ており問題がない旨回答があったため、大阪府・市は、同館に対して、使用には問題がない旨を回答した。
- (4) 2021年10月以降、大阪府・市は、提案動画等以外にも、大阪IRの広報に使用するため、公表等を前提に、大阪IR株式会社等からパース図・写真等の提供を受け、大阪府・市において、本件デザイン等を含んだ大阪IRの広報資料（以下「本件広報資料」という。）を作成・使用していた。
- (5) 2023年4月14日、奈良美智様から、指摘デザインについて利用許諾が取得されていない旨の指摘があった。
- (6) 2023年4月14日、大阪府・市は大阪IR株式会社等に対して、指摘デザインの権利処理状況について確認するよう指示し、翌15日には、本件動画等について、指摘デザイン以外に著作権等の権利処理に問題があるものが含まれていないかについても調査等を行うよう指示した。
- (7) 2023年4月15日、大阪IR株式会社及び日本MGMから、指摘デザインについて、引き続き調査中ではあるものの当該時点において利用許諾を得られていることが確認できていない旨、また、翌16日、利用許諾を得ていない可能性が高い旨の報告を受けた。
- (8) 2023年4月16日、大阪府・市は、大阪IR株式会社等に対し、指摘デザインを含む本件動画等全般の権利処理状況及び本事案に至った事実関係や経緯、原因について調査するとともに、同様の事案が発生しないよう再発防止策を検討・作成し報告するよう指示した。併せて、知的財産権の取扱いについて、著作物等の利用に係る権利関係の確認・把握はもとより適切な利用許諾の取得等の対応を徹底するよう指導した。
- (9) 2023年4月17日時点においても、指摘デザインにつき利用許諾を得られていることが確認できず、大阪府・市において、指摘デザインについては利用許諾を得ていない可能性が高いものとして、指摘デザインが含まれる本件広報資料の利用停止措置をとることとし、同日、報道発表等を行うとともに、提供先報道機関に対し指摘デザインを含む提案動画等の利用停止依頼を行い、大阪IR株式会社等においてもプレスリリースを実施した。
- (10) 2023年4月19日、著作権等の関係上利用に問題がないか再確認を進める上で、遺漏のないよう対応を徹底するため、大阪IR株式会社等から提供を受けた素材を含む広報資料全

⁶ 大阪府・市は、事業者公募の募集要項において、提案書類の作成・提出等に当たっては、知的財産権を含むいかなる第三者の権利利益も侵害してはならないことを規定している。

てについて、大阪府・市において利用停止措置をとるとともに、同日、府政・市政記者クラブ及び提供先報道機関へ、改めて利用停止依頼を行った（全ての提案動画等）。

- (11)2023年4月～8月、大阪IR株式会社等において、本件動画等に係る著作権等の権利処理状況について調査等を実施した。
- (12)2023年5月18日、大阪IR株式会社及び日本MGMから大阪府・市に対し、調査の結果、指摘デザインについて利用許諾を得ていないこと及び再発防止策等について報告を受けた。
- (13)2023年8月28日、大阪IR株式会社等より、本件動画等全般にかかる調査の結果、指摘デザインのほか、権利処理が未了である又はその可能性を排斥できないデザイン及び写真等が一部含まれていたこと、再発防止策等について報告を受けた。
- (14)2023年8月29日、大阪府・市から大阪IR株式会社等に対して、アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を十分に認識し、今後、同様の事案が生じることのないよう対応を徹底し、再発防止に取り組むよう改めて指導した。

2. 調査結果

(1) 調査の概要

MGM及び日本MGMは、2023年4月14日の奈良美智様からの指摘等を踏まえ、直ちに指摘デザインの権利処理の状況について内部調査に着手するとともに、外部法律事務所に調査を委嘱した上で、同年5月にかけて、指摘デザインが使用されるに至った当時の状況や経緯について調査を行った。

大阪IR株式会社等は、2023年4月15日の大阪府・市からの調査指示後、直ちに本件動画等に含まれるデザイン及び画像等に係る著作権等の権利処理状況について調査等に着手し、同年8月にかけて調査等を行った。

調査の結果、次のとおり、指摘デザインについて利用許諾が得られていないこと、並びに指摘デザイン以外にも、権利処理が未了である又はその可能性を排斥できないデザイン及び画像等が一部含まれていることが判明した。

① 利用許諾が得られていないアート作品

利用許諾が得られていないアート作品が3点（指摘デザイン2点を含む。）あった。なお、指摘デザイン以外の1点については、MGMにおいて事後的に利用許諾を取得している。

② 権利処理が未了である又はその可能性を排斥できない画像等

前記①のほか、利用許諾を受けているが許諾期限が切れていた可能性がある写真・映像、MGMの施設で撮影されたものの撮影者が特定できない写真、著作権者が不明なものを含め著作権又は利用許諾が得られていない写真、肖像権の権利処理がなされていない写真等が20点あった。

なお、これらのうち可能なものについては、MGMにおいて事後的に利用許諾を取得している。

(2) 指摘デザインを使用するに至った経緯

- ① 提案動画等は、事業者公募への提案のためにMOコンソーシアムにおいて作成されたもので、指摘デザインの権利処理はMGMが担当し、提案準備作業の過程で、2020年6月頃から、アート担当部門が指摘デザインの使用許諾を得る方策について検討・協議を行うとともに、デザイン担当部門が暫定的に指摘デザインを埋め込んだパース図を作成していた。この際、奈良美智様の「あおり犬」については、MGMが関係を有す

るギャラリー経由で利用許諾の依頼を行っていたが、2020年6月末にお断りの連絡を受領していた。また、村上隆様の「お花お花お花」については、実際に村上隆様にコンタクトした事実は確認できなかった。

- ② 2020年6月、新型コロナウイルス感染症の影響等により大阪府・市が事業者公募手続の期限を延長したことに伴って、MGMでは、提案準備作業を中断することとなり、この際、利用許諾が得られていない指摘デザインについて削除等の対応をすることなく作業を中断したため、これらがパース図に残ったままとなった。
- ③ 約1年後、2021年7月の提案審査書類の提出に向けて、MGMにおいて提案準備作業を再開したものの、指摘デザインについて利用許諾を得ていないにもかかわらず、然るべきチェックがなされないまま、指摘デザインを埋め込んだパース図が完成し、当該パース図を用いて提案動画等が作成された。
- ④ 2021年7月～9月、MOコンソーシアムは、指摘デザインを含んだ提案動画等を大阪府・市に提出した。

(3) 青森県立美術館からの問合せに係る経緯

- ① 2021年9月下旬、「あおり犬」について、青森県立美術館から大阪府・市に対して、権利処理状況の問合せがあったことから、大阪府・市はMOコンソーシアムに対し、権利処理状況を確認するよう指示した。
- ② 大阪府・市からの確認指示を受けたMGMの担当者は、社内での十分な確認を行わないまま、「あおり犬」の使用には問題がない旨日本MGMに伝達し、その結果、2021年10月6日、MOコンソーシアムから大阪府・市に対して、「あおり犬」の使用には問題がない旨の回答がなされた。
- ③ 2021年10月、大阪府・市は、MOコンソーシアムからの回答を踏まえ、同館に対して、「あおり犬」の使用には問題がない旨を回答した。

(4) 権利処理が未了である又はその可能性を排斥できないデザイン及び画像等を使用するに至った経緯

- ① 指摘デザイン以外の権利処理が未了である又はその可能性を排斥できないデザイン及び画像等についても、利用の都度、利用許諾の有無や利用許諾の条件（利用許諾の期間を含む。）についての確認が不足していたため、著作権等の確認や処理が未了のものや、許諾の期間が切れていたものが含まれることとなった。
- ② 利用許諾が得られていないアート作品3点のうち、指摘デザイン以外の1点は、前記(2)①においてパース図を作成した際に、着想用のヒントないし参照用のイメージとして暫定的に仮置きしたものであったが、指摘デザインと同様に、提案準備作業を一時中断する中で、誤って利用許諾のないままパース図に残った。

3. 本事案の要因

(1) 大阪IR株式会社等

アーティスト等の権利保護、知的財産権の適切な取扱い、著作権等に対する権利処理の重要性に対する意識が不十分であったこと、また、本件デザイン等の権利処理を担当したMGMにおいて、アート作品等の利用に係る権利処理等のプロセスに係る組織的な管理体制・ルールが整備されておらず、十分なチェック機能が欠けていたこと、担当者がその職

責上期待されるところに反し、権利処理等の重要性を十分鑑みない不適切な対応を行ったことが本事案を招いた。

(2) 大阪府・市

アーティスト等の権利保護、知的財産権の適切な取扱い、著作権等に対する権利処理の重要性に対する意識が不十分であったこと、また、著作権法等及び募集要項の規定が遵守されていることを前提に、大阪 I R 株式会社等から本件動画等の提出等を受けていたことから、2021 年 9 月に青森県立美術館からの問合せがあった際も含め、著作権等に係る権利処理等の状況について確実な確認を行うことなく広報資料等を作成・公表し、本事案の拡大を招いた。

4. 再発防止策

今般、本事案を発生させてしまったことについて、事態を重く受け止めるとともに、本事案の要因等を踏まえ、大阪府・市及び大阪 I R 株式会社は、次のとおり再発防止策を講じる。

(1) 大阪 I R 株式会社での再発防止策

① 第三者のアート作品の使用に係るプロセスの強化

レンダリング・パース図に使用する第三者のアート作品については、使用する作品、許諾の有無・条件・内容を含めた権利処理状況を一元的に管理するための標準化されたプロセスを導入し、担当部門がかかるプロセスの管理に責任を負うと共に、レンダリング・パース図を外部に提出する前に、法務部門等が権利処理状況を確認することをルール化する等、第三者のアート作品の使用に係るプロセスを強化する。

② 広報資料に使用する写真等の使用に係るプロセスの強化

広報資料に使用する写真等については、使用する著作物及び肖像等並びに、許諾の有無・条件・内容を含めた権利処理状況を一元的に管理するための標準化されたプロセスを導入し、担当部門がかかるプロセスの管理に責任を負うと共に、広報資料に使用する写真等を外部に提出する前に、法務部門等が権利処理状況を確認することをルール化する等、広報資料に使用する写真等の使用に係るプロセスを強化する。

③ コンプライアンス意識の向上と教育の徹底

大阪 I R 株式会社の従業員に対し、定期的に、アーティスト等の権利保護、知的財産権の適切な取扱い、著作権等に対する権利処理の重要性に関する従業員トレーニングを実施する。また、今後も定期的に研修を実施し、継続的に社員のコンプライアンス意識の向上と教育の徹底に努める。

(2) 大阪府・市での再発防止策

① 著作権等の権利処理状況の確認プロセスの強化

ア 大阪 I R 株式会社から提出を受けた成果物⁷の内容を大阪府・市の広報に使用する場合（広報での使用を前提に、成果物の提出を受ける場合を含む。）、大阪 I R 株式会社から、当該成果物に第三者の著作権等が含まれているかどうか、また、当該成果物

⁷ 大阪 I R 株式会社から I R 事業の遂行の過程において大阪府・市に対して提供した情報（電子データを格納した電子媒体、電子データ等の有体物・無体物。）、書類、図面等をいう。

に第三者の著作権等が含まれているときは、利用に問題ないか確認するため権利処理状況を記載した書面を提出させる。

イ 大阪府・市の広報に使用するため大阪 I R 株式会社から提出を受けた成果物については、成果物に含まれるデザイン・画像等ごとに権利処理状況の確認結果を記録した管理簿を作成し、一元的に保管・管理する。

② 知的財産権の保護に対する意識の向上と教育の徹底

I R 推進局の職員に対し、定期的に、本事案の教訓及び文化庁作成教材等⁸を活用した局内研修を実施するとともに、大阪府・市や文化庁等が開催する研修・講習会等⁹を積極的に活用し、知的財産権の保護に関する教育の徹底と意識の向上に努める。

以上

⁸ 文化庁作成教材については注釈 5 参照。

⁹ 2023 年 7 月～8 月に大阪府職員向けに開催した「令和 5 年度 外部有識者による広報研修～知的財産の保護とその留意点～（動画研修）」については、大阪 I R 株式会社との協議・調整窓口や広報を担当する I R 推進局の職員 18 名が受講した。